

大会参加資格について

第26回東京都障害者スポーツ大会に出場できる選手は次の条件を満たす方となります。

1 各部門の共通事項

原則として、都内に現住所を有する方

※ただし、都内に所在する学校・障害者支援施設等団体に所属している方は、参加が可能

2 障害部門別

(1) 身体部門

- ・身体障害者福祉法第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた方、あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある方
- ・令和7年4月1日現在で中学生以上の方

(2) 知的部門

- ・厚生事務次官通知による療育手帳(愛の手帳)の交付を受けた方、あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある方
- ・令和7年4月1日現在で小学生以上の方

(3) 精神部門

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある方
- ・令和7年4月1日現在で中学生以上の方